

目 次

第1章 個人との融資取引

1	制限行為能力者との融資取引	2
2	高齢者との融資取引	5
3	相続と融資取引	13

第2章 法人との融資取引

1	株式会社との融資取引	26
2	特例有限会社の概要と留意点	30
3	代表者の死亡・能力喪失と融資契約の効力	32

第3章 融資取引約款

1	銀行取引約定書の概要	36
2	当座勘定貸越約定書・消費者ローン契約書（参考例）の概要	43

第4章 債権管理

1	手形貸付における債権管理	48
---	--------------------	----

2	融資金の弁済期限の変更と保証人の同意	51
3	金利に関する約定	53
4	売掛金債権担保と動産・債権譲渡特例法	55
5	電子記録債権の管理	60

第5章 時効の管理

1	消滅時効の起算点・期間・計算方法	64
2	「請求」による時効中断	66
3	「差押え・仮差押え」による時効中断	70
4	「承認」による時効中断	73
5	時効の完成と時効の援用	78

第6章 保証・連帯債務の管理

1	保証契約の性質とその種類等	84
2	貸金等根保証契約	89
3	経営者以外の第三者保証	95
4	経営者保証に関するガイドライン	98
5	連帯債務の法的性質と特色	106
6	連帯保証と連帯債務の相違点	108
7	信用保証協会保証	111

第7章 抵当権の管理

1	抵当権の効力の及ぶ範囲	118
2	借地上建物に対する抵当権の効力	121

3	抵当建物の滅失	129
4	抵当権と法定地上権・一括競売	131
5	区分所有建物担保	138
6	抵当建物の分割・区分・合併	142
7	抵当建物の分棟・合体	144
8	抵当建物の無断増築	146
9	不動産登記簿と現況の不一致	150
10	抵当権の譲渡・放棄	153
11	工場抵当制度	156

第8章 根抵当権の管理

1	根抵当権と付従性・随伴性.....	162
2	根抵当権の全部譲渡	164
3	根抵当権の分割譲渡と一部譲渡	167
4	根抵当権の変更	170
5	元本確定後の根抵当権と普通抵当権の相違点	172
6	元本確定事由と確定時期	176
7	民法398条の20以外の確定事由と確定時期等	179
8	根抵当権の元本確定登記	181
9	根抵当債務者の相続債務の整理等	183
10	根抵当債務者の相続と合意の登記等	185
11	根抵当権設定者兼債務者の合併	187
12	共同根抵当権	189

第9章 弁済

1	第三者弁済	196
2	代位弁済	201
3	保証人による弁済と保証人相互間の求償	204
4	弁済充当	206

第10章 相殺

1	相殺の要件・効果・方法等	210
2	被差押預金と反対債権との相殺	214
3	相殺を急ぐ場合と相殺通知の相手方	216
4	保証人の預金との相殺	219
5	認知症を発症した債務者の預金相殺	221
6	代理貸付に伴う受託金融機関の責任と預金相殺	223
7	倒産手続における相殺通知の相手方	226
8	破産手続における相殺	228
9	民事再生手続と投資信託受益権の解約金支払債務との相殺	231
10	手形上の債権・割引手形買戻請求権との相殺	235

第11章 債務引受

1	重疊的債務引受と免責的債務引受	238
2	重疊的債務引受	240
3	免責的債務引受	243
4	法人なりの場合の債務引受手続	246

第12章 代理受領・振込指定

1	代理受領の方法・法的性質等	250
2	代理受領債務者の破産手続開始	252
3	振込指定の方法・法的性質等	254

第13章 担保権の実行

1	不動産競売手続	258
2	抵当権と物上代位	266
3	担保不動産収益執行	273
4	滞納処分による差押えと根抵当権の優劣	278

第14章 仮差押え、仮処分、仮登記仮処分

1	仮差押え	282
2	仮処分	290
3	仮登記仮処分と保全仮登記	294

第15章 強制執行

1	強制執行	298
2	債権（預金債権等）に対する強制執行	300
3	支払督促	303

第16章 詐害行為取消しと破産法上の否認

1	詐害行為取消権の成立要件	306
2	詐害行為取消権の行使方法等	309
3	会社分割と詐害行為取消権の行使	311
4	破産法における詐害行為否認と偏頗行為否認	316
5	無償行為否認	319
6	弁護士からの受任通知後の任意弁済と否認権行使	323

第 1 章

個人との融資取引

1 制限行為能力者との融資取引

1 未成年者との融資取引

未成年者は、意思能力の有無を問わず、行為能力（単独で法律行為をする資格、民法4条）が認められないため、単独で行った法律行為は、取り消すことができます（同法5条2項）。一方、親権者や未成年後見人等は、未成年者の財産について管理処分権を有し、財産に関する法律行為について代理権を有する法定代理人です（同法824条・838条・859条）。

したがって、未成年者と融資取引を行う場合は、法定代理人である親権者や未成年後見人を取引の相手方とするか、あるいは未成年者との取引に際して親権者等の同意を得て行います（同法5条1項）。なお、親権は父母共同で行使することが原則ですが、一方が死亡していたり、親権を行うことができない場合は、残る一方が行使します（同法818条3項）。

2 成年被後見人等との融資取引

（1）成年被後見人との融資取引

成年被後見人は事理弁識能力（意思能力）をまったく欠くため、成年被後見人（本人）との融資取引は法定代理人である成年後見人と取引を行う必要があります。ただし、成年後見人は、善管注意義務をもって本人の財産の安全管理を行うことが求められ、当該融資取引が本人のために必要かどうか、本人にとって不利益な取引ではないか、あるいは当該融資取引が本人の意向に沿うものであるか等を判断して慎重に対応しなければなりません。

せん。疑義がある場合は、家庭裁判所に相談することを勧めるべきでしょう（民法869条・644条・858条）。

なお、本人の住居（土地・建物）についての抵当権設定契約は、家庭裁判所の許可を要しますが（同法859条の3）、同許可のない抵当権設定契約は無効となるので注意が必要です。

また、成年後見人と成年被後見人との利益が相反する行為については、成年後見人は、成年被後見人のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。ただし、成年後見監督人が選任されている場合は、当該後見監督人が本人の代理人となって利益相反取引の可否を判断します（同法860条・826条）。

（2） 被保佐人との融資取引

被保佐人は事理弁識能力（意思能力）が著しく不十分のため、同人との間で融資取引を行うときは、保佐人の同意が不可欠です（同法13条1項2号）。保佐人に代理権が付与されている場合は、保佐人が代理人として取引します。なお、当該融資取引が本人のために必要な契約かどうか等を確認するほか、本人の住居を担保提供する場合の家庭裁判所の許可については、成年被後見人の場合とです（同法876条の5・第2項・859条の3・644条）。

また、被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません。ただし、保佐監督人がいる場合は、当該保佐監督人が利益相反取引の可否を判断します（同法876条の2第3項）。

（3） 被補助人との融資取引

被補助人は事理弁識能力（意思能力）が不十分のため、補助人に対して民法13条1項2号等について同意権が付与されている場合があり、この場合に同人と融資取引を行う場合は補助人の同意が不可欠です（同法17条1項・2項）。なお、当該融資取引が本人のために必要な契約かどうか等の

第1章 個人との融資取引

確認のほか、本人の住居を担保提供する場合の家庭裁判所の許可については、成年被後見人の場合と同様です（同法876条の8・876条の10・第1項・859条の3・644条）。

また、被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません。ただし、補助監督人がいる場合は、当該補助監督人が利益相反取引の可否を判断します（同法876条の7）。

3 融資取引の取消しと不当利得の返還請求等

成年被後見人等と単独で融資取引を行った場合、成年被後見人等により一方的に取り消されるおそれがあります（民法9条前段・13条4項・17条4項）。融資取引が取り消されると、当該融資取引は無効となりますが、制限行為能力者に交付した融資金は、不当利得として返還請求ができます。

ただし、制限行為能力者の場合、現存利益のみ返還すればよいとされているので（同法121条ただし書）、制限行為能力者が融資金を浪費してしまっていた場合は、現存利益なしとなり、まったく返還されなくなるので十分注意すべきです。

4 取消可能な融資取引の追認等

制限行為能力者が単独で行った融資取引は取り消されることによって無効となるかもしれない取引ではあるものの、追認されれば有効な取引として確定します。しかし、取り消されないまま放置されると、いつ取り消されるかもしれない不安定な状態となるため、相手方は取り消すか追認するかについて期限を定めて確答請求することができます（民法20条）。また、制限行為能力者であるにもかかわらず、行為能力者であることを金融機関に信じさせるため詐術を用いたときは、当該融資取引を取り消すことはできません（同法21条）。

◆著者紹介◆

高橋 恒夫 (たかはし つねお)

1972年関西学院大学法学部卒業。同年大阪銀行（現近畿大阪銀行）入行。審査部管理課長、審査課長、東京支店副支店長等を歴任。現在、経済法令研究会顧問。

《主要著書》

『新版トラブル防止のための融資法務Q & A』、『新版トラブル防止のための預金法務Q & A』、『マル保融資の推進対話術』、『企業倒産時の実務対策』（共著）（以上、経済法令研究会）ほか多数。

《論文》

「銀行法務21」「J A 金融法務」（経済法令研究会）に毎月連載。ほか多数。

本書の内容に関する訂正等の情報

本書は内容につき精査のうえ発行しておりますが、発行後に訂正（誤記の修正）等の必要が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.khk.co.jp/>) に掲載いたします。

（ホームページトップ： [メニュー](#) 内の [追補・正誤表](#)）

営業店の融資管理の実務

2015年1月10日 第1刷発行

著者 高橋 恒夫

発行者 金子 幸司

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03-3267-4811 編集・制作03-3267-4823

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／図工ファイブ 制作／地切修 印刷／日本ハイコム(株)

© Tsuneo Takahashi 2015 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2362-2

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。